

第14章 知的財産権

1. 知的財産権の保護

(1) 知的財産権制度とその問題点

特許権、意匠権、商標権等の工業所有権、著作権、半導体回路配置デザイン等の知的財産権は、それを発明、考案あるいは作り出した国によって保護されるのみならず、それらを利用して製造し、あるいは製造した製品を販売しているほかの国においても、広範な国際協定等によって、同じように保護される動きが広がっている。

メキシコにおける知的財産権制度は、1832年の「特定産業分野における発明者または完成者の所有権に関する法律」に始まった。その後、いくつかの法律の制定や廃止を経て現行法に至っている。メキシコは、知的財産に関する様々な条約や協定へ積極的に加盟しており、国内法もそれを反映して様々な知的財産の保護を規定している。基本的には、商標や著作物等の日本で保護される知的財産については、概ねメキシコでも保護されている。

図表 14-1 特許出願件数と特許登録件数

年	特許出願件数			特許登録件数		
	居住者	非居住者	海外	居住者	非居住者	海外
2009	822	13,459	519	213	9,416	177
2010	951	13,625	687	229	9,170	195
2011	1,065	12,990	859	245	11,240	233
2012	1,294	14,020	925	290	21,068	381
2013	1,210	14,234	929	312	10,056	514
2014	1,246	14,889	941	305	9,514	479
2015	1,364	16,707	1,144	410	8,928	488
2016	1,310	16,103	1,095	423	8,229	528
2017	1,334	15,850	1,198	407	8,103	689
2018	1,555	14,869	1,140	457	8,464	712
2019	1,305	14,636	1,230	438	8,264	706
2020	1,132	13,180	970	397	7,329	706
2021	1,117	15,044	877	618	9,751	689

(出所) 世界知的所有権機関より作成

その反面、その利用や執行における実効性が課題であると指摘されることも多い。また、商標はメキシコ居住者による出願が一定数を占めるものの、特許はメキシコ非居住者による出願が大半であり、同国居住者によって十分に利用されていないという実情もある。

(2) 知的財産権に関する法体系

メキシコの知的財産権の保護に関する国際条約の締結状況を見ると、工業所有権の保護に関するパリ条約、世界知的所有権機関（WIPO）設立条約、著作権の保護に関するベルヌ条約等、様々な産業財産権に関連する国際条約を締結している。

技術・工業および知的財産権供与に関わる制度としては、産業財産権保護法、連邦著作権法及び連邦経済競争法が挙げられる⁸。

(3) メキシコ産業財産庁

メキシコにおける産業財産制度の所管庁は、産業財産庁（Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial）である。産業財産庁は、1993年に政府外郭団体として創設されて以来、産業財産権の保護、創作活動の促進、権利侵害や不正競争の防止、国際協力の促進等の役割を担っている。

ジェトロのレポートによると、メキシコ産業財産庁については以下のとおりである。

日本国特許庁とメキシコ産業財産庁は、2011年6月2日に東京で開催された日-メキシコ特許庁長官会合での合意を受け、同年7月1日より特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施した。このプログラムは、日本国特許庁またはメキシコ産業財産庁で特許出願が可能と判断された案件、及び日本国特許庁が、国際調査機関・国際予備審査機関として特許性を有するとの見解を示した国際特許出願案件を対象とする。両当局は、これまでの試行プログラムの結果を踏まえ、2012年11月1日から本格実施に移行することを決定した。メキシコは、商標の国際登録に関するマドリッド協定議定書に加盟していなかったが、2013年2月19日に正式加盟したため、現在は、国際出願制度を活用した商標の登録も可能になっている。

2018年5月18日には、産業財産権法が改正された。これは、商標分野の規定を現代化するためのもので、2018年12月30日に発効した「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」と整合を取るための改正である。また、CPTPPが規定していない内容も含まれており、諸外国の商標権の保護に関する先進的な規定となっている。主な改正の内容は次のとおり。

1. 非伝統商標を保護対象に追加（第89条I、V、VI）
2. いわゆる「トレードドレス」を保護対象に追加（第89条VII）
3. セカンダリー・ミーニングを獲得した記述的商標の保護（第90条）
4. 悪意の商標登録を排除する規定を導入（第151条VI）
5. 商標の使用宣誓書の提出義務を導入（第128条）
6. 異議申し立て制度のプロセスの改善（第120条BIS-2）
7. コンセント制度の導入（第90条）
8. 証明商標を保護対象に追加（第98条、第98条BIS）
9. 周知商標・著名商標の保護プロセスの改善（第98条TER）
10. 一部の無効理由について無効審判請求期間の延長（3年から5年へ）（第151条）

⁸ https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/mx/invest_08.html

2020年3月6日、メキシコ政府はハーグ協定のジュネーブ改正協定(1999年)の加盟書をWIPO事務局に寄託した。3ヵ月後の6月6日に同協定は、メキシコについても発効し、意匠の国際出願でメキシコにおける登録も可能になった。

2020年7月1日、米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の知的財産の章の先進的内容を反映した産業財産権保護法(新法)と連邦著作権法の改正が官報で公布された。

2. 技術援助契約締結での留意点

メキシコへの高度な技術移転は、言語の制約から困難を伴う。契約書をスペイン語で作成する際、十分にこちらの意向が反映されず、紛糾の種となることも少なくない。したがって、合弁先に対する技術援助にあたっては、技術援助の内容や責任が明確になるよう詳細な契約書を作成する等して、トラブルを事前に防止することが重要である。

3. 個人情報保護法に関する動向

EUが個人データ保護の強化のために一般データ保護規則(GDPR)を2018年に施行して以来、データの脆弱性に対する対策やプライバシー侵害防止に関する動きは全世界に広がっているが、メキシコにも以前からデータ保護に関する法律が存在する。いわゆる個人情報保護法にあたるのが2010年に施行された「Ley Federal de Protección de Datos Personales en Posesión de los Particulares(私人が保有する個人データの保護に関する連邦法)」(以下「民間保有データ保護法」)であり、プライベートセクターのデータ取り扱いを規制する法律である。一方、パブリックセクターのデータの取り扱いを規制する法律としては「Ley General de Protección de Datos Personales en Posesión de Sujetos Obligados(義務対象者が保有する個人データの保護に関する一般法)」(2017年施行)が存在する。